第５１２回（定例）福崎町議会会議録

令和５年１２月１日（金）
午前９時３０分　開　　会

〇令和５年１２月１日、第５１２回（定例）福崎町議会は、福崎町役場に招集された。

〇出席議員　　　　１４名

１番	石　川　　　治	８番	小　林　　　博
２番	竹　本　繁　夫	９番	河　嶋　重一郎
３番	牛　尾　雅　一	１０番	松　岡　秀　人
４番	大　塚　記美代	１１番	城　谷　英　之
５番	吉　高　平　記	１２番	冨　田　昭　市
６番	植　岡　茂　和	１３番	三　輪　一　朝
７番	宇　﨑　壽　幸	１４番	前　川　裕　量

〇欠席議員（な　し）

〇事務局より出席した職員

事務局長	三　木　雅　人	主査	吉　田　　　卓

〇説明のため出席した職員

町長	尾　﨑　吉　晴	副町長	近　藤　博　之
教育長	髙　橋　　　渉	公営企業管理者	福　永　　　聡
技監	宇　都　善　和	会計管理者	尾　﨑　俊　也
町参事兼住民生活課長	谷　岡　周　和	総務課長	岩　木　秀　人
企画財政課長	蔭　谷　秀　樹	税務課長	松　田　清　彦
地域振興課長	成　田　邦　造	ほけん年金課長	西　村　由紀子
福祉課長	小　幡　伸　一	農林振興課長	吉　田　利　彦
まちづくり課長	山　下　勝　功	上下水道課長	橋　本　繁　樹
学校教育課長	大　塚　謙　一	社会教育課長	木ノ本　雅　佳

〇議事日程

第　１		会議録署名議員の指名
第　２		会期の決定
第　３		諸報告
第　４	報告第　８号	議会の委任による専決処分の報告について（損害賠償の額を定め和解すること）
第　５	報告第　９号	議会の委任による専決処分の報告について（損害賠償の額を定め和解すること）
第　６	議案第１０号	議会の委任による専決処分の報告について（福崎小学校トイレ改修工事）
第　７	議案第６９号	市川町外三ケ市町共有財産事務組合議会議員の選任について
第　８	議案第７０号	人権擁護委員の推薦について
第　９	議案第７１号	福崎町文珠荘の指定管理者の指定について
第１０	議案第７２号	福崎町駅前観光交流センター及び福崎駅前交流広場の指定管理者の指定について

第１１　議案第７３号　福崎町辻川観光交流センターの指定管理者の指定について
第１２　議案第７４号　福崎町特別職に属する常勤の職員の給与に関する条例及び福崎町議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例について
第１３　議案第７５号　福崎町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
第１４　議案第７６号　福崎町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について
第１５　議案第７７号　福崎町情報公開条例の一部を改正する条例について
第１６　議案第７８号　福崎町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例について
第１７　議案第７９号　令和５年度福崎町一般会計補正予算（第５号）について
第１８　議案第８０号　令和５年度福崎町国民健康保険事業特別会計補正予算（第２号）について
第１９　議案第８１号　令和５年度福崎町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第１号）について
第２０　議案第８２号　令和５年度福崎町介護保険事業特別会計補正予算（第１号）について
第２１　議案第８３号　令和５年度福崎町水道事業会計補正予算（第２号）について
第２２　議案第８４号　令和５年度福崎町工業用水道事業会計補正予算（第１号）について
第２３　議案第８５号　令和５年度福崎町下水道事業会計補正予算（第１号）について
第２４　議案第８６号　福崎町道路線の認定について

○本日の会議に付した事件

第　１　会議録署名議員の指名
第　２　会期の決定
第　３　諸報告
第　４　報告第　８号　議会の委任による専決処分の報告について（損害賠償の額を定め和解すること）
第　５　報告第　９号　議会の委任による専決処分の報告について（損害賠償の額を定め和解すること）
第　６　議案第１０号　議会の委任による専決処分の報告について（福崎小学校トイレ改修工事）
第　７　議案第６９号　市川町外三ケ市町共有財産事務組合議会議員の選任について
第　８　議案第７０号　人権擁護委員の推薦について
第　９　議案第７１号　福崎町文珠荘の指定管理者の指定について
第１０　議案第７２号　福崎町駅前観光交流センター及び福崎駅前交流広場の指定管理者の指定について
第１１　議案第７３号　福崎町辻川観光交流センターの指定管理者の指定について
第１２　議案第７４号　福崎町特別職に属する常勤の職員の給与に関する条例及び福崎町議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例について
第１３　議案第７５号　福崎町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について

第１４　議案第７６号　福崎町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について
第１５　議案第７７号　福崎町情報公開条例の一部を改正する条例について
第１６　議案第７８号　福崎町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例について
第１７　議案第７９号　令和５年度福崎町一般会計補正予算（第５号）について
第１８　議案第８０号　令和５年度福崎町国民健康保険事業特別会計補正予算（第２号）について
第１９　議案第８１号　令和５年度福崎町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第１号）について
第２０　議案第８２号　令和５年度福崎町介護保険事業特別会計補正予算（第１号）について
第２１　議案第８３号　令和５年度福崎町水道事業会計補正予算（第２号）について
第２２　議案第８４号　令和５年度福崎町工業用水道事業会計補正予算（第１号）について
第２３　議案第８５号　令和５年度福崎町下水道事業会計補正予算（第１号）について
第２４　議案第８６号　福崎町道路線の認定について

開会及び開議

議　　　　長　皆さん、おはようございます。

第５１２回福崎町議会定例会開会に当たり、一言ご挨拶を申し上げます。

師走を迎え、今年もいよいよ残すところ一月足らずとなり、日ごとに寒さが増し、冬の訪れを感じる季節となりました。皆様におかれましては、ご健勝にてご参集賜り、誠にありがとうございます。

さて、本定例会に提案されます案件は、報告第８号から議案第８６号までの報告３件、議案１８件の計２１件であります。いずれも重要な案件でありますので、慎重にご審議をいただき、また、議事の円滑なる運営につきましても、格別のご協力をお願いいたしまして、本定例会開会の挨拶といたします。

ただいまの出席議員数は１４名でございます。定足数に達しております。よって、第５１２回、福崎町議会定例会が成立したことを宣告いたします。

また、総務課及び事務局から写真撮影の申出が出ておりますので、撮影を許可いたします。

ただいまから第５１２回福崎町議会定例会を開会いたします。

これより本日の日程に入ります。

本日の日程は、お手元に配付しております議事日程に記載のとおりであります。

日程第１　会議録署名議員の指名

議　　　　長　日程第１は、会議録署名議員の指名であります。

会議録署名議員の指名は、会議規則第１２７条の規定により議長が指名いたします。

４番、大塚記美代議員

１１番、城谷英之議員

以上、両議員にお願いいたします。

日程第２　会期の決定

議　　　　長　日程第２は、会期の決定であります。
会期の決定の件を議題といたします。
去る１１月２４日、議会運営委員会を開いて検討をお願いいたしましたところ、既に皆様のお手元に配付しております日程表案のとおり、本日から１２月１５日まで１５日間としたいと思いますが、ご異議ございませんか。
（「異議なし」の声あり）
議　　　　長　異議なしと認めます。
よって、会期は本日から１２月１５日までの１５日間といたします。

日程第３　諸報告

議　　　　長　日程第３は、諸報告であります。
９月２８日の第５１１回福崎町議会定例会閉会後、本日までの議会活動について、事務局に報告をさせます。
事　　務　　局　議会活動報告をいたします。
報告の内容につきましては、主なものを申し上げます。
１０月３日、上下水道審議会が開催され、議長、総務文教常任委員長及び民生まちづくり常任委員長が出席しました。
１１月６日、兵庫県民会館において、兵庫県町議会議長会議員研究会が開催され、各議員、議長が出席しました。
１１月７日、ホテルモントレ姫路において、神崎郡町村議会議長会議長研修会が開催され、議長が出席しました。
１１月２９日、ＮＨＫホールにおいて、第６７回町村議会議長全国大会が開催され、議長が出席しました。
そのほかの議会活動報告は、お手元に配付の報告書のとおりです。
以上です。
議　　　　長　以上で、議会活動報告を終わります。
また、例月出納検査の報告書、定期監査結果報告書、陳情書及び一般質問答弁におけるその後の経過報告書が議長宛てに提出されており、その写しを配付しております。
次は、議案の上程及び議案説明であります。
これより、報告第８号、議会の委任による専決処分の報告について（損害賠償の額を定め和解すること）についてから議案第８６号　福崎町道路線の認定についてまでの２１件を議題といたします。
これから、上程議案に対する町長の提案内容の説明を求めてまいります。
町　　　　長　皆さん、おはようございます。
本日は、第５１２回定例会を招集しましたところ、全員のご出席を賜り、ありがとうございます。
本年も残すところ１か月となりましたが、今年はスポーツ界が大いに盛り上がった年ではなかったでしょうか。サッカー、バレーボール、バスケットボール、ラグビーなど日本勢が大活躍でした。極めつきは野球です。ワールド・ベースボール・クラシックで優勝しました。そして、その主力であった大谷翔平選手がア

メリカ大リーグで２回目のＭＶＰを獲得しました。地元関西では、阪神タイガースがリーグ優勝、そして日本一になりました。オリックスバファローズとの日本シリーズは球史に残る名勝負であったと思います。また、サッカーでは、ヴィッセル神戸がＪ１リーグで初優勝しました。関西勢が大活躍しましたが、この勢いが大阪・関西万博につながってほしいと思っています。

さて、５月８日に新型コロナウイルスの位置づけが２類相当から５類へ移行され、一律の行動制限がなくなったことによって、私たちの日常生活も通常に戻ってきました。外国人の訪日客数も１０月推計ではコロナ以前を上回ったとの報道もあり、人の動きが活発化しています。

一方で心配事もあります。令和４年２月にロシアがウクライナに侵攻した戦争は、膠着状態に陥っており終わりが見えません。この戦争による原材料費の高騰や物価高は今も続いています。そうこうしているうちに、今度は武装組織ハマスがイスラエルを攻撃するという事態が発生しました。それに対してイスラエルはハマスをせん滅するという方針の下、ガザ地区を攻撃し、子ども、女性、お年寄りなどを含む一般市民が巻き添えになっています。テレビやＳＮＳでの映像や報道を見ますと心が痛み、胸が張り裂けそうになります。世界の指導者は、今こそ知恵を出して、これらの紛争の鎮静化を図っていただきたいと心から願っています。そうでなければ、紛争や問題の解決のためには武力行使もやむなしというメッセージにもつながり、世界各地で戦争が起こることが危惧されます。

国内に目を向けてみますと、現在、臨時国会が開催されています。岸田首相は所信表明の中で、何よりも経済に重点を置くとし、そのポイントとして供給力の強化、国民への還元の２つを上げ、これを車の両輪として経済対策を実行すると表明されました。それに加えて少子化対策、デジタル化を進めると述べられています。

少子化対策では、我が国の子ども１人当たりの支援規模をＯＥＣＤ（経済協力開発機構）トップの水準に引き上げるとのことですので、その中には、ぜひ給食費の無償化を入れていただきたいと思っています。１１月に上京した際に、兵庫県選出の国会議員と意見交換や要望活動を行いましたが、給食費の無償化を国の施策として実施していただきたい旨をお願いいたしました。

うれしい報告があります。大手不動産業者による「街の幸福度ランキング２０２３自治体兵庫県版」で福崎町は昨年に引き続き１位になりました。同時に行われた「住み続けたい町ランキング」ではベスト１０に入っていませんので、両方で評価をしていただけるまちを目指したいと考えております。

今後本格化する大型事業としては、神崎郡３町で進めている新ごみ処理施設建設事業と中播消防署の建替事業が控えています。両事業ともここにきまして人件費や原材料費の高騰により、建設費が当初見込んでいたよりも相当増額になることが確実となっています。今後も大変厳しい行財政運営となることが予想されますが、「活力にあふれ風格のある住みよいまち」を目指してまちづくりを進めてまいります

続いて、各課からの所管事項報告です。

総務課では、令和６年度採用、職員採用試験の第２次試験を１１月６日に実施しました。一般行政職は１１人が受験し５人が合格となりました。保育教諭は３人が受験し３人が合格、土木職は１人が受験し１人が合格となりました。

会計年度任用職員の募集について、今後、町広報誌、回覧文書などでお知らせしますが、募集期間は１２月１３日から２７日まで、試験日は１月１２日です。

企画財政課です。福崎町第６次総合計画については、令和５年１０月以降、総

合計画審議会を２回、策定委員会を２回、ワーキンググループを随時開催し、基本構想案、基本計画案についての検討を行い、福崎町第６次総合計画案を作成しました。本日の全員協議会で議員の皆様に概要説明を行い、１２月下旬から１月にかけてパブリックコメントを実施します。

１１月１０日に令和６年度予算編成指示会議を開催し、予算編成方針を通知しました。私からは、福崎町の一番の課題は少子高齢化、人口減少対策と考え、そのための施策として「子育て支援と教育環境の充実」に取り組むよう指示をいたしました。

税務課では、１０月３０日に第３回滞納整理対策委員会を開催し、上半期収納状況についての報告のほか、合同徴収対象者収納状況、法的措置及び滞納処分について協議しました。１１月９日には合同臨戸徴収を実施しました。

今後、年末に向けて町税滞納者を対象に、姫路県税事務所と合同で一斉催告を行います。これに対して何の反応も示さない人に対しては夜間電話催告を実施し、それでもなお連絡の取れない人などを対象に、夜間臨戸徴収を実施することで滞納額の減少に努めます。

地域振興課です。第４８回福崎秋まつりを１０月２８日に開催しました。晴天の下、商工会と連携したステージイベントや飲食・物販などを行ったイベント広場を中心に、約５，０００人の来場者で大いに盛り上がりました。また、遠野市から鈴木副市長をお迎えし、特産品の販売など、交流を深めました。

春日山の観光整備が整ってきましたので、１２月３日に「いざ登らん　春日山城」としてイベントを開催します。地元区による飲食店や後藤又兵衛の甲冑のレプリカ展示なども予定しています。

クリスマスＦｕｋｕランタンを、１２月２３日に辻川山公園で開催します。７月に予定していた七夕ランタンの代替イベントとなりますが、冬の澄み切った夜空にスカイランタンを一斉に舞い上げる幻想的なクリスマスの一夜になると思います。

住民生活課では、高岡地区の避難所運営訓練を１１月４日に高岡小学校体育館で開催し、各地区の自治会役員、消防団員、民生委員等５１人の参加がありました。

消防団非常呼集訓練を１１月５日、早朝に実施し、秋季全国火災予防運動に先駆け、町内防火パレードを実施しました。

第３４回自然歩道を歩こう大会を１１月２３日に、西コースで実施しました。天候にも恵まれ、５９９人の参加がありました。

１２月１日から１０日まで、年末の交通事故防止運動を展開し、各種のキャンペーンを実施します。

１２月２６日から３０日まで、消防団年末特別警戒を実施します。また、消防団出初め式を来年１月７日に田原小学校で開催します。

福祉課です。１０月３１日に開催した老人グラウンド・ゴルフ大会は、晴天の中３４チーム、２００人の参加があり、盛大に実施することができました。

１２月３日から９日までは障害者週間で、３日にはエルデホールで、「ユニバーサルな文化祭」としてイベントを開催します。講演会やダンスなど、障がいのある方々の発表の場を通して、障がいに対する理解を深め、誰もが個性を尊重し合える共生社会の実現を目指します。

ほけん年金課では、健康づくりイベントを福崎秋まつりで実施し、食育スタンプラリーや体内成分バランス測定などを行いました。

１１月５日と１９日に、今年度最後の町ぐるみ健診を実施しました。今年度は

全体で２，５８５人が受診されました。
新型コロナウイルスワクチン接種は、令和５年秋冬接種として、初回接種を完了した生後６か月以上の方を対象に、１０月２０日から実施しています。
高齢者のインフルエンザ予防接種については、１，５００円の個人負担をいただき実施しています。ただし、町民税非課税世帯は無料としています。また、中学３年生までの子どもに対するインフルエンザ予防接種費用の一部助成を引き続き実施しています。
農林振興課です。１０月１８日、神河町グリンデルホールにおいて神崎郡農業委員会協議会の研修が、約６０名参加のもと開催され、人・農地プランに代わるものとして策定が求められている地域計画の策定について、これまでの法改正の推移や計画策定に向けた農業委員会の役割などを学びました。
松くい虫被害により長期間放置された枯れ松を伐倒処理することで、地域の景観維持を図る景観伐倒対策事業を福田地区の山林で、また、ナラ枯れの伐倒処理を高岡・福田地区の山林において着手します。
まちづくり課です。道路事業では、町道福崎駅田原線及び千束新町線について関係者の協力を得ながら用地買収等を推進しています。
橋梁補修では、福崎歩道橋の補修工事が完了しました。引き続き、安全対策として手すりの設置工事を実施します。ＪＲとの補修工事に関する協定を結んでいる高橋橋につきましては、令和６年３月完成に向けてＪＲが施工中です。
防災・減災対策として、県では、市川の堆積土砂の撤去工事について実施予定であり、町では、大内川や三谷川において、堆積土砂撤去を実施しました。今後も市川水系の安全対策について、国・県に対して要望を続けていきます。
都市計画では、地元及び県と調整を図りながら、特別指定区域の見直しを実施します。また、町内に点在する空き家等の適正管理、活用促進を図るため空家等対策の策定に取り組んでいます。
上下水道課です。水道事業では、西治地区の三ノ宮配水池送配水管の耐震化工事に着手しました。
上下水道事業審議会は、１０月から開催し、水道料金について現在２回の審議をいただき、新たな料金体系の検討を進めています。
雨水幹線整備では、川すそ雨水幹線工事（その１３）について、１２月下旬に一般競争入札を行う予定です。この工事は、播但道福崎南ランプの高架下の工事であるため、交通規制等に細心の注意を払いながら進めます。また、直谷第二雨水幹線工事は、農繁期が終了したため、引き続き（その３）の入札を実施し、工事に着手しています。
浄化センター東側のさるびあ公園の整備工事は、プロポーザル方式により選定し、タカオ株式会社と契約を締結しました。要望のあったトイレや屋外時計を新設するほか、日よけ施設や高齢者用健康遊具を追加します。
学校教育課では、令和６年度から３年間の給食センターにおける調理業務と配送業務の委託業者を、プロポーザル方式により選定し、現在委託しているコーベフーズ株式会社に決定しました。これからも、児童生徒に安全・安心な給食を提供していきます。
子育て支援における計画的な事業推進の基本となる第３期子ども・子育て支援事業計画策定に向け、１１月末に就学前の児童及び小学生児童の全保護者を対象にアンケートを配布、１２月末までに回収、分析を進めます。
社会教育課です。柳田國男・松岡家記念館では、企画展「松岡操・たけ展～松岡五兄弟を育てた夫婦～」を１２月１０日まで開催しています。

歴史民俗資料館では、昨年度に引き続き神崎郡唯一の郷土新聞である「神崎タイムス」の広告から、郷土紙ならではの昭和の福崎町の情報を読み解く特別展「神崎タイムスにみる福崎－広告編－」を１２月１０日まで開催しています。

大庄屋三木家住宅では、「ふすまの中から見る三木家」と題した特別展を１２月３日まで開催しています。

人権・青少年健全育成フェスティバルを１２月２日、エルデホールで開催します。人権ポスターや標語の展示、小中学生の主張・体験発表のほか「ＬＧＢＴとジェンダー・セクシュアリティを巡る人権課題」と題した講演を予定しています。

令和５年度の「二十歳のつどい」を、来年１月８日、成人の日にエルデホールで開催します。企画運営につきましては、各中学校から紹介を受けた１２人で組織する実行委員会において検討いただいているところです。

さて、今議会に提出いたします議案等につきましては、報告３件、議案１８件の計２１件です。

報告第８号は、田原幼児園において発生した人身事故における損害賠償の額を定め、和解することについて、専決処分をしたため議会に報告するものです。

報告第９号は、役場車両の物損事故における損害賠償の額を定め、和解することについて専決処分をしたため議会に報告するものです。

報告第１０号は、学校トイレ改修工事に係る議会の委任による専決処分の報告で、福崎小学校の工事について、変更契約を締結したため、議会に報告するものです。

議案第６９号は、市川町外三ケ市町共有財産事務組合議会議員に欠員が生じたことに伴う人事案件で、新たに西井俊幸氏を選任することについて議会の同意を求めるものです。

議案第７０号　人権擁護委員の水田美月氏の任期が令和６年３月３１日に満了するため、新たに白井和宏氏を推薦することについて議会の意見を求めるものです。

議案第７１号から７３号までは、文珠荘、駅前観光交流センター及び駅前交流広場、辻川観光交流センターの指定管理者の指定について、議会の議決を求めるものです。

議案第７４号　福崎町特別職に属する常勤の職員の給与に関する条例及び福崎町議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例、議案第７５号　福崎町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例及び議案第７６号　福崎町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例は、いずれも人事院勧告に基づき、それぞれの条例を改正することについて、議会の議決を求めるものです。

議案第７７号　福崎町情報公開条例の一部を改正する条例は、情報公開に係るコピー代を１枚１０円に引き下げることについて議会の議決を求めるものです。

議案第７８号　福崎町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例は、上位法令等の改正に伴い、所要の改正を行うものです。

議案第７９号　令和５年度福崎町一般会計補正予算（第５号）についてから、議案第８５号　令和５年度福崎町下水道事業会計補正予算（第１号）についてまでは、令和５年度の各会計の補正予算で、主に人事異動、人事院勧告に伴う人件費の補正について、議会の議決を求めるものです。

議案８６号福崎町道路線の認定については、２級、２，３７１号線及び３級、４５３号線を認定することについて議会の議決を求めるものです。

以上、専決処分の報告が３件、人事案件が２件、条例改正が５件、補正予算が

７件、その他４件の全２１件となっています。
詳細説明は、副町長及び担当課長が行いますので、ご審議賜り、ご賛同いただきますよう、よろしくお願いを申し上げまして冒頭の挨拶といたします。

議　　　　長　ただいま町長から上程議案に対する概要の説明が終わりました。
これから議案番号順に詳細なる説明を求めてまいりますが、関連する議案は複数で説明を求める場合もございますので、あらかじめご了承ください。

日程第４　報告第８号　議会の委任による専決処分の報告について（損害賠償の額を定め和解することについて）

議　　　　長　日程第４、報告第８号、議会の委任による専決処分の報告について（損害賠償の額を定め和解することについて）を議題といたします。
本案に対する詳細なる説明を求めます。

学校教育課長　報告第８号、議会の委任による専決処分の報告について（損害賠償の額を定め和解することについて）ご説明申し上げます。
この報告は、地方自治法第１８０条第１項の規定及び議会の権限に属する事項中、町長が専決処分することができる事項の規定により、人身事故における損害賠償の額を定め、和解することについて、次のとおり専決処分を令和５年９月１７日にしたため、地方自治法第１８０条第２項の規定によりこれを報告するものであります。
事故の概要につきましては、報告第８号、説明資料をご参照ください。
事故発生日は令和５年２月１４日火曜日午前１０時４０分頃で、事故発生場所は田原幼稚園園庭です。
相手方は、福崎町在住の個人で負傷した園児の法定代理人です。
事故の概要は園庭にて担任が大縄を回し、園児らがその大縄を走り抜ける遊びをしていました。当該園児が走り抜けようとしたときに、縄に足が引っかかり、転んだ先のテラスの縁石に鼻をぶつけて、鼻骨骨折のけがを負ったものです。
損害賠償額についてですが、賠償額については、町が加入する総合賠償補償保険により審査が行われますが、保護者との示談交渉は、賠償額を適正に算出する必要があることや、示談交渉は、専門性の高い業務であるため、町顧問弁護士に委任しました。結果、９月１７日に、保護者との示談が成立いたしました。
損害賠償額は、慰謝料２６万円と、医療費３４万２，０６０円の合計６０万２，０６０円です。
以上、報告第８号の説明とさせていただきます。よろしくお願い申し上げます。

日程第５　報告第９号　議会の委任による専決処分の報告について（損害賠償の額を定め和解することについて）

議　　　　長　日程第５、報告第９号、議会の委任による専決処分の報告について（損害賠償の額を定め和解することについて）を議題といたします。
本案に対する詳細なる説明を求めます。

総 務 課 長　議案第９号　議会の委任による専決処分の報告について（損害賠償の額を定め、和解することについて）ご説明申し上げます。
この件は、物損事故における損害賠償の額を定め、和解することについて、令和５年１０月２日に専決処分を行ったので、地方自治法第１８０条第２項の規定により報告するものです。

報告第９号、説明資料に事故発生場所の位置図、事故発生状況図をお示ししておりますので、ご参照ください。

議案に戻りまして、事故の発生は、令和５年８月７日午後３時１５分頃です。事故の発生場所は、福崎町南田原２１７４番地１付近、町道中島長目線の路上で、相手方は記載のとおりです。

事故の概要は、上下水道課の職員が運転する町公用車が、福崎南ランプ交差点から南進していたところ、反対車線に停車していたトラックの後方から、走行車線に進入してきた相手方の乗用車、左前方と町公用車の右後方が接触したものです。

損害賠償額は、破損した相手方の車の修理に要する費用の一部、６万６，０９９円です。

以上、報告第９号の説明とさせていただきます。よろしくお願い申し上げます。

日程第　６　報告第１０号　議会の委任による専決処分の報告について（福崎小学校トイレ改修工事について）

議　　　　長　日程第６、報告第１０号、議会の委任による専決処分の報告について（福崎小学校トイレ改修工事について）を議題といたします。

本案に対する詳細なる説明を求めます。

まちづくり課長　報告第１０号、議会の委任による専決処分の報告について（福崎小学校トイレ改修工事について）ご説明申し上げます。

この報告は、地方自治法第１８０条第１項の規定及び議会の権限に属する事項中、町長が専決処分することができる事項の規定により、令和５年６月６日に工事請負契約を締結した福崎小学校トイレ改修について、専決処分により工事請負契約の変更を令和５年１０月２６日にしたため、地方自治法第１８０条第２項の規定により報告するものであります。

変更の内容は、請負金額の変更で、変更前金額７，９６４万円を１６３万２，４００円減額し、変更後金額７，８００万７，６００円とするもので、事業量の減によるものであります。

それでは、変更内容についてご説明申し上げます。

報告第１０号、説明資料をご覧ください。

工事に係る概要欄につきましては、先ほど述べたとおりでございますので、数量変更、仕様の変更により減額を行ったもので、１６３万２，４００円の減額となっております。

主な変更内容の欄をご覧ください。

数量の変更によるものとして、解体工事において発生しました資材の処分量の減、こちらが１６万２，０００円や、交通整理の減４５万円などでございます。

仕様変更によるものとしましては、機械設備工事として、当初はエレベーター棟の排水管やガス配管の更新を予定していましたが、現地での確認の結果、状態が良好であり、劣化が見受けられないと判断したことによりまして、取りやめたこと、こちらによる減額が９２万円、仮設工事では、学校との協議により、学校の既設トイレの使用が許可されたことによる現場用トイレユニットの取りやめによる減４２万円のほか、学校からの要望としまして、ピクトサインのサイズアップや、洗面部分の照明器具の追加などにより増額として、２７万４，０００円の増となってございます。

以上、報告第１０号についての説明とさせていただきます。よろしくお願いい

たします。

日程第　７　議案第６９号　市川町外三ケ市町共有財産事務組合議会議員の選任について
日程第　８　議案第７０号　人権擁護委員の推薦について

議　　　　長　日程第７、議案第６９号　市川町外三ケ市町共有財産事務組合議会議員の選任について及び日程第８、議案第７０号　人権擁護委員の推薦についての両議案を一括議題といたします。
　両議案に対する詳細なる説明を求めます。

副　町　長　まず議案第６９号　市川町外三ケ市町共有財産事務組合議会議員の選任についてご説明を申し上げます。
　市川町外三ケ市町共有財産事務組合は、関係市町の共有する土地の維持管理に関する義務を共同処理するため、昭和２年２月に設置されたもので、市川町のほか、福崎町、姫路市、加西市で構成されています。
　組合の議会の議員の定数は５０人であります。このうち八千種地区選挙区において、定数５名のうち１名の欠員が生じたため、９月１５日付で当組合管理者から後任の組合議員の選出について依頼がありました。これを受けて、八千種地区に推薦を依頼した結果、西井敏幸氏が推薦されましたので、組合議員として選任することについて、同意を求めるものでございます。
　西井氏の住所は、福崎町八千種４１０２番地３、生年月日は昭和２６年１月１９日であります。任期につきましては、前任者の残任期間である令和７年４月３０日までとなります。
　議案第６９号資料として、本組合の概要を添付しておりますので、ご参照ください。西井氏は識見を兼ね備えられた適任者でありますので、同意くださいますようよろしくお願い申し上げます。
　続きまして、議案第７０号　人権擁護委員の推薦について御説明申し上げます。
　人権擁護委員は、法務大臣から委嘱されますが、委嘱に当たっては、町長が町議会の議員の選挙権を有する住民で、人格識見高く、広く社会の実情に通じ、人権擁護について理解のある者の中から、議会の町議会の意見を聞いて、候補者を推薦しなければならないと規定されています。
　委員の任期は３年であります。本議案は、現委員の水田光紀氏が令和６年３月３１日の任期満了をもって勇退されますので、後任として白井和弘氏を推薦することについて、議会の意見を求めるものでございます。
　白井氏の住所は、福崎町八千種３８２８番地３、生年月日は昭和３２年４月１５日であります。
　白井氏の経歴等につきましては、議案第７０号資料をご覧ください。
　最終学歴職歴は、左側上段に記載しているとおりであります。また、左側下段に委員の任期一覧表、右側には人権擁護委員としての抱負をお示ししております。
　白井氏は、人格識見とも高く、広く社会の実情に精通された立派な方で、人権擁護委員として必ず使命を全うしていただけるものと確信し、推薦するものでございます。
　ご賛同賜りますようよろしくお願い申し上げまして、提案説明とさせていただきます。

日程第　９　議案第７１号　福崎町文珠荘の指定管理者の指定について

日程第１０　議案第７２号　福崎町駅前観光交流センター及び福崎駅前交流広場の指定管理者の指定について
日程第１１　議案第７３号　福崎町辻川観光交流センターの指定管理者の指定について

議　　　　長　日程第９、議案第７１号　福崎町文珠荘の指定管理者の指定についてから、日程第１１、議案第７３号　福崎町辻川観光交流センターの指定管理者の指定についてまでの３議案を一括議題といたします。
　各議案に対する詳細なる説明を求めます。

地域振興課長　３議案の指定管理者の指定について、一括してご説明申し上げます。
　まず議案第７１号　福崎町文珠荘の指定管理者の指定について、ご説明申し上げます。
　地方自治法第２４４条の２、第６項の規定に基づき、議会の議決をお願いするものです。
　現在の指定管理は、令和３年１１月１日からメディカ・ジャパン株式会社を指定管理者に指定し、令和６年３月３１日までの期間、指定管理に係る協定を締結しています。そこで、本議案につきましては、令和６年４月１日から令和８年３月３１日までの２年間の指定管理者を指定することについて、引き続き、メディカ・ジャパン株式会社を指定管理者として指定しようとするものです。
　福崎町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第７条第１項で、指定期間は５年以内とすると定められており、現指定管理者を募集する際の要項では、コロナ禍であったこともあり、この先の見通しがつかない状況を鑑み、期間を３年間としていました。その後は、様子を見ながらとし、議会の議決を経れば、指定管理期間を最大２年間延長することができることとしておりました。
　指定管理の選定に当たっては、厳正かつ公平に候補者の選定を進めるため、副町長を委員長とした指定管理者選定委員会を設置し、指定管理者の候補者について公募するか、または公募によらず選定するかを決定します。公募によらず選定することとした場合は、提出された指定申請書を審査の上、候補者の評価を行い、指定管理者の候補者を選定しているところです。
　選定結果につきましては、議案第７１号、説明資料の１３ページをご覧ください。
　非公募により、メディカ・ジャパン株式会社を指定管理者に選定した理由は、先ほども述べましたとおり、議会の議決を経れば、最大２年間指定管理期間を延長できることとしており、双方が継続を希望することから、福崎町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第５条第１項第２号で、公募によらない指定管理者の候補者の選定等の選定基準に該当し、メディカ・ジャパン株式会社を候補者に決定しました。
　（１）施設運営の考え方ですが、町民福祉の向上、地域間交流の推進を図り、幅広く利用してもらう施設となっております。
　（２）選定理由として、メディカ・ジャパン株式会社は、現指定管理期間中に発生したコロナ、ウクライナ侵攻、物価高騰などによる厳しい経営状況の中でも、堅実な経営に加え、自主事業、創意工夫面において、利用者へのサービス精神や、収益の確保などに取り組んだ結果、令和４年度の利用者は、５万人以上となりました。そこで、次期指定期間に際しても、堅調に推移することが見込まれると判断しました。また、親会社であるトールウェイサービス株式会社を中心に、グループ全体で本町の活性化につながる取組を行っていることも評

価できるため、同条例第５条第１項第２号、当該施設の管理運営業務に必要な実績や専門性、技術、能力、人材などの蓄積があり、設置目的を効果的に達成する能力を有する団体に該当すると考えられることから、公募によらず福崎町文珠荘の指定管理者の候補者といたしました。

次に、資料の１ページをお願いいたします。

指定申請書になります。２ページからが事業計画書となります。

右面に利用者数、計画書として年度ごと、施設ごとの利用者の予測を立て、利用料金としては、令和６年度８８０万円を見込んでいます。

３ページをお願いします。

管理運営の方針ですが、町民福祉の向上、地域間交流の推進を図り、文珠荘の価値をさらに高めた運営を行っていくため、社員一丸となって最高の顧客サービスを提供することを理念としております。

５ページです。利用時間についてです。

開館は９時３０分、入浴は１０時、宿泊は１６時から利用できます。休館日は毎週木曜日、第三水曜日、お盆・年末年始となります。

６ページです。

創意工夫面では、各団体とコラボした定期的なイベントの開催による地域住民及びお客様への憩いの場の提供や、低価格でのモーニング、ランチ、地産地消による食事の提供、リニューアルした入浴施設、家族で楽しく宿泊できる環境整備、そして親会社と協力したアンテナショップでの福崎町のＰＲや、文珠巻きの販売など、地域住民及びお客様への憩いの場となる魅力ある施設として、サービスの維持、向上、集客に取り組んでいくものとしています。

その他の事項につきましては記載のとおりでございます。

次は７ページお願いします。

収支計画書についてです。収入は、令和６年度では、指定管理料１，４００万円と、施設利用料、宿泊２３０万円、浴場６５０万円、飲食料７，２３３万円など、合計９，５９６万円となります。

右面の明細書に記載のとおりでございます。

支出は、施設運営に係る人件費４，０９４万円と事務費１，０５６万円燃料、光熱水費などの管理費１，２６４万円、内訳は明細書のとおりと、売上原価を合わせた合計９，５９６万円となり、収支差引ゼロ円と立てています。

令和７年度は売上高３％の伸び率を見込んでおります。そして２年間の指定管理料合計額としましては２，８００万円となります。なお、令和４年度では、指定管理料１，０９２万円と、エネルギー高騰に係る経営支援金など、２８０万円を合わせた１，３７２万円を充て、文珠荘の運営を行っておりました。この実績や人件費等高騰分を考慮した次期指定管理料となっております。

続きまして、指定管理をさせる上で締結する協定書としまして、資料の８ページをご覧ください。

まず第１条には目的です。指定管理者として、施設の管理を適正かつ円滑に行うため、必要な事項を定めています。

第２条、第３条には、施設の表示と期間を、第４条の指定管理料につきましては、指定管理料総額２，８００万円で、年度ごとの支払月と支払額等を定めています。第５条は、管理料等の変更、第６条は業務内容、第８条、第９条には、休館日と利用時間、利用料金と飲食料金、料金に係る条例規則で規定している内容を、第１２条は事業報告、第１８条は費用区分、第１９条は施設及び設備の負担区分、第２０条は修繕の負担区分、第２３条には、指定の取消しや管理

業務停止と、その場合の費用負担や、指定管理料違約金について定めています。その他の条文につきましては、前回協定書と大きな変更点はございません。この協定書は議会の議決をいただいた後、本協定となります。

以上で、議案第７１号の説明を終わります。

続きまして、議案第７２号　福崎町駅前観光交流センター及び福崎駅前交流広場の指定管理者の指定について、及び議案第７３号　福崎町辻川観光交流センターの指定管理者の指定についてご説明申し上げます。

両議案につきましても、地方自治法第２４４条の２第６項の規定に基づき、議会の議決をお願いするものでございます。現在の指定管理は、令和元年７月１日から株式会社ＰＡＧＥを指定管理者に指定し、令和６年３月３１日までの期間、指定管理に係る協定を締結しています。

そこで本議案につきましては、令和６年４月１日から令和１１年３月３１日までの５年間の指定管理者を指定することについて、引き続き、株式会社ＰＡＧＥを指定管理者として指定しようとするものでございます。

指定管理者の選定に当たっては、議案第７１号と同じ要領で、指定管理者選定委員会において審査し、指定管理者の候補者を選定しているところでございます。

選定結果につきましては、議案第７２号、説明資料の１３ページをお願いします。

非公募により株式会社ＰＡＧＥを指定管理者に選定した理由は、福崎町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第５条第１項第１号及び同項第２号、公募によらない指定管理者の候補者の選定等の選定基準に該当することから、株式会社ＰＡＧＥを指定管理者の候補者に決定しました。

（１）施設運営の考え方ですが、誰もが訪れやすく、住みよい住みやすいまちのまちづくりには、町民及び来訪者の交流促進や地域の賑わいの創出、活性化を推進するため、駅前、辻川観光交流センター、旧郵便局、大庄屋三木家住宅の４施設を核とした連携による相乗効果的なまちの賑わいづくりが必要でございます。駅前は交流、辻川歴史文化をコンセプトに、民間事業者としての経営ノウハウを活かせる管理運営が好ましいと考えています。

現指定管理は、平成３１年に都市再生推進法人に指定した株式会社ＰＡＧＥが管理運営を行っています。ポストコロナ、令和４年度では、本町の観光客数は過去最高となる約６０万人となりました。引き続き、神戸新聞社グループの強みを活かした古民家や文化財の活用と地域の賑わいづくりに向けた事業展開が今後も期待できると考えております。

（２）選定理由として、株式会社ＰＡＧＥは、町文化観光まちづくり協議会の委員として毎月、まちづくりの取組や、各施設の利活用方策について検討していること。また指定管理期間中、コロナの影響を受けながらも、来館者数は両センター合わせて年１０万人以上を達成し、にぎわいの創出や観光客の情報発信などに取り組んでいること。これらの実績から、福崎町公の施設に係る指定管理者の選定、指定手続等に関する条例第５条第１項第１号、本町が出資している法人または公共団体、もしくは公共的団体のうち、公共的団体に該当するとともに、同条例第５条第１項第２号、これまでの経緯を踏まえ、設置目的を効果的かつ効率的に達成する能力を有する団体に該当すると考えられるため、公募によらず、株式会社ＰＡＧＥを指定管理者の候補者に選定し、決定しました。

次に、資料の２ページをお願いいたします。

施設の管理運営に係る事業計画書です。
１、管理運営の方針ですが、株式会社ＰＡＧＥは、神戸新聞社と古民家活用を推進するノオトの共同出資によるまちづくり会社として、平成３０年に設立されました。
双方の強みを生かした大庄屋三木家住宅などの文化財の活用、駅前、辻川観光交流センターの管理運営、情報発信、観光コンテンツの開発を通して、観光振興と地域の賑わいづくりに取り組んでいくこととしています。
まちの玄関口として、ＪＲ利用者の利便性の向上、観光客、地域住民など多くの人々が交流する場としての役割を追求し、まちの賑わいづくりに努めるものとしています。経営面では、辻川センターと合わせた効率的で一体的な管理運営と経費節減に努め、様々な施策を継続的に展開し、利用者の期待に応える施設を目指すとしています。
３ページをお願いします。
イの団体の強みを生かした施設の活用についてですが、指定管理を受けた令和元年度から今まで、神戸新聞社グループの情報発信力とネットワーク力を背景に、町内で事業を展開し、指定管理者として多様な地域情報の発信、地域資源を活かした観光コンテンツの開発と販売、駅前交流広場でのイベント開催、コワーキング活用など、町民や訪問者との交流に力を入れてきました。さらに、ＮＩＰＰＯＮＩＡとの連携、観光庁の補助金事業、県のひょうごフィールドパビリオン認定など、まちの観光振興とセンターの価値を高める取組を実施しています。その結果、来館者は順調に増加しております。
よって次期指定期間において、これまでの経験と積み上げたノウハウを、観光交流センターのさらなる発展のために活かしていくものと考えております。
２、創意工夫についてです。
イベント、インバウンド、レンタサイクルなどをキーとした展開。そして自主事業にも力を入れ、グループ全体で地域住民、観光客の来館を促進し、賑わいの創設に努めるものとしております。
３、施設の管理体制についてです。
開館時間午前９時から午後７時まで。休館日は年末年始。人員については、責任者２名、常勤職員１名とアルバイト１名を常時配置します。その他の事項につきましては記載のとおりとなっております。
次に７ページをお願いします。
収支計画書についてです。収入は、令和６年度では、指定管理料１，７３７万円と、事業売上８６８万円。これは、右面の損益計算書に記載のとおり、コワーキングカフェ、物販、レンタサイクルの売上げとなり、合わせて２，６０５万円となります。支出は、センター運営に係る人件費１，１０１万円と、事務費５３６万円、内訳は右面のとおりと企画マネジメント料１００万円に、売上原価を合わせた２，３４９万円。それに、事業活動で得た売上利益分、（ア）から（イ）を控除した額の３割相当分を町へ還元するものとし、その金額６９万円、合わせて支出合計２，４１８万円となり、差引き経常利益は１８７万円と立てています。
また、指定管理料につきましては、実際にかかった費用に対し、生じた残金については、企画費を除いて全て精算するものとしております。
なお人件費につきましては、年ごとの定期昇給分を加味したものとしており、５年間の指定管理料合計額としましては８，８３３万円となります。
続きまして、締結する協定書としまして、資料の８ページをお願いいたします。

第２条、第３条には、施設表示と指定期間を定めています。第４条では、指定期間内に支払う指定管理料の総額年度ごとの支払時期と支払額等を定めています。同条第４項では、管理料は企画費を除いて、事業実績収支による精算をするものと定めています。

第６条、事業収益の還元では、事業収益について、税引き後利益の３０％を町に還元するものと定めています。第７条は業務内容、第９条、第１０条には、休館日と利用時間、利用料金と飲食料金に係る条例規則で規定している内容を定めています。

その他の条文につきましては、前回の協定書と大きな変更点はございません。

以上、議案第７２号の説明とさせていただきます。

続きまして、議案第７３号　福崎町辻川観光交流センターの指定管理者の指定についてでございます。

福崎町辻川観光交流センターの指定管理者として、こちらも株式会社ＰＡＧＥを指定しようとするもので、指定期間につきましても、同じく令和６年４月１日から令和１１年３月３１日までの５年間としています。

議案第７３号、説明資料１２ページをお願いいたします。

選定結果となります。

こちらは先ほど説明いたしました駅前センター分の選定結果と同じ内容でありまして、同様に公募によらず、辻川観光交流センターの指定管理者の候補者に決定いたしました。

以後、議案第７２号で説明いたしました内容と異なる部分につきましてご説明申し上げます。

２ページお願いいたします。

事業計画書でございます。１、管理運営の方針につきましては、観光、歴史文化に関する情報発信を行うとともに、町民と来訪者の交流の場を提供し、特産品を活かした食のコンテンツや新しいお土産の商品開発、妖怪グッズの販売など、辻川界隈の魅力と集客力の増進に取り組むものとしております。

４ページです。

施設の管理体制については、開館時間午前１０時から午後５時までとし、４月から１０月の土日祝は１時間延長し午後６時まで、休館日は水曜日と年末年始としています。その他の事項につきましては記載のとおりとなっております。

続きまして６ページをお願いいたします。

収支計画書についてでございます。

収入は、令和６年度では、指定管理料１，２７７万円と、事業売上８４０万円。これは右面の損益計算書に記載のとおり、飲食、物販、レンタサイクルの売上げとなり、合わせて２，１１７万円となります。

支出は、センター運営に係る人件費８２８万円と事務費３４９万円、内訳は右面のとおりと企画マネジメント料１００万円に、売上原価を合わせた１，８８９万円。それに、駅前センターと同じく、事業活動で得た売上利益分、（ア）から（イ）を控除した額の３割相当分を町へ還元するものとし、その金額６０万円、合わせて支出合計１，９４９万円となり、差し引き、経常利益は１６８万円と立てています。

また指定管理料につきましては、こちらも駅前センターと同じく、実際にかかった費用に対し、生じた残金については、企画費を除いて全て精算するものとしております。

なお、人件費につきましては、年ごとの定期昇給分を加味したものとしており

まして、５年間の指定管理料合計額としましては、６，４９１万円となります。
次に、７ページお願いいたします。
７ページから１０ページは、指定管理に係る協定書になります。こちらは駅前センター分と同様の内容となっておりますので、後ほどご確認ください。
この協定書は議会の議決をいただいた後、本協定となります。
以上、議案第７３号の説明とさせていただきます。
３議案ともご審議いただき、ご賛同賜りますようよろしくお願いいたします。

議　　　長　しばらく休憩いたします。
再開を１０時５０分といたします。

◇

休憩　午前１０時３３分
再開　午前１０時５０分

◇

日程第１２　議案第７４号　福崎町特別職に属する常勤の職員の給与に関する条例及び福崎町議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例について
日程第１３　議案第７５号　福崎町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
日程第１４　議案第７６号　福崎町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について
日程第１５　議案第７７号　福崎町情報公開条例の一部を改正する条例について

議　　　長　会議を再開いたします。
日程第１２、議案第７４号　福崎町特別職に属する常勤の職員の給与に関する条例及び福崎町議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例についてから、日程第１５号、議案第７７号　福崎町情報公開条例の一部を改正する条例についてまでの４議案を一括議題といたします。
各議案に対する詳細なる説明を求めます。

総 務 課 長　議案第７４号、７５号及び７６号は、令和５年８月の人事院勧告に係るものでございます。人事院の給与勧告の骨子につきましては、議案第７５号、説明資料の１０ページにお示ししておりますので、そちらをご覧ください。
今年の人事院勧告は、月例給、ボーナス、期末勤勉手当とも増額の勧告となりました。福崎町では、国の人事院勧告にならい、月例給は、公務員給与と民間給与との格差０．９６％を解消するため、初任給を高卒で約８％、金額では１万２，０００円。大卒では約６％、金額では約１万１，０００円引き上げるなど、行政職給料表を引上げ改正するものです。
２つ目には、ボーナス、期末勤勉手当の引上げです。０．１０月分の引上げとなり、期末手当及び勤勉手当に０．０５月分ずつ均等に配分されます。これらの勧告を踏まえて、条例改正をしようとするものであります。
それではまず、議案第７４号　福崎町特別職に属する常勤の職員の給与に関する条例及び福崎町議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例についてです。
議案第７４号、説明資料の１ページをお開きください。
新旧対照表になります。
上段は、福崎町特別職に属する常勤の職員の給与に関する条例の一部改正、第

１条関係です。期末手当として、条例第４条第２項の表中、１２月１日の基準日に、６か月の在職期間を有する者に支給する期末手当の額を、０．１０月分引き上げ、１００分の２１７．５を１００分の２２７．５としますほか、それぞれ在職期間に応じた支給率も改め、公布の日から施行し、令和５年４月１日から適用いたします。

下段は、第２条関係でございます。

これは、令和６年度以降の期末手当で、６月、１２月とも同率に改正するもので、条例第４条第２項の表中、６月１日及び１２月１日の基準日に関して、６か月の在職期間を有する者に支給する期末手当の額を１００分の２２２．５としますほか、それぞれ在職期間に応じた支給率も改めています。

この改正は、令和６年４月１日から施行するものです。

続きまして２ページは、福崎町議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部改正でございます。

先ほどの特別職の条例改正と全く同様の改正内容となっております。なお、この改正によりまして、特別職及び議会議員の期末手当の年間支給月数は、４．３５月分から４．４５月分となります。

続きまして議案第７５号の説明をさせていただきます。

議案第７５号、説明資料１ページをご覧ください。

新旧対照表です。

福崎町一般職の職員の給与に関する条例の一部改正、第１条関係です。

条例第２７条第２項第１号の改正は、期末手当の改正で、１２月支給の期末手当を０．０５月分引き上げ、１００分の１２５に改めるものです。

条例第２８条第２項第１号の改正は、勤勉手当の改正で、１２月支給の勤勉手当を０．０５月分引き上げ、１００分の１０５に改めるものです。

別表第１、第７条関係は、行政職給料表を改めるもので、民間における初任給の動向や、公務において人材確保が喫緊の課題であることを踏まえて、若年層に重点を置き、そこから改定率を低減させる形で引き上げ改定しています。この改正は公布の日から施行し、令和５年４月１日から適用するものでございます。

６ページをご覧ください。

第２条関係です。第２７条は、期末手当の改正で、６月、１２月期末手当をどちらも１００分の１２２．５にするものです。

第２８条は、勤勉手当の改正で、６月、１２月、勤勉手当をどちらも１００分の１０２．５にするものです。

これにより、６月、１２月とも同率となり、期末勤勉手当合わせて支給月数は合計で４．５０月分です。

第２条の改正は、令和６年４月１日から施行します。

８ページは、先ほど説明した、期末手当及び勤勉手当の改正を、職種ごとに分かりやすく表にしたものです。

９ページは、令和６年度からのものです。なお、今回の人事院勧告を踏まえて行う給与改定に伴う影響額は、特別職、議員、町職員合わせて年間で約１，７１０万円の増額になります。

続きまして議案第７６号　福崎町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条についてです。会計年度任用職員の給料は、一般職の職員の給与に関する条例の給料表１級、２級をそのまま利用しておりますので、今回の人事院勧告を受け改正するものです。

なお、会計年度任用職員は、１年度は任期として勤務条件を定めていることか

ら、この改正は、令和６年４月１日から施行します。
以上、議案第７４号、７５号、７６号の説明とさせていただきます。
続きまして、議案第７７号　福崎町情報公開条例の一部を改正する条例について説明させていただきます。
議案第７７号、説明資料の１ページをご覧ください。
この改正は情報公開に係る手数料、コピー代の見直しについてであります。
現在、国や都道府県、県内他市町の状況を確認すると、多くの機関でコピー代は、用紙１枚につき１０円となっており、他の自治体と比較すると、福崎町の１枚３０円は高くなっています。また、本町の個人情報の開示請求ではコピー代を１枚１０円としており、同じコピー代でありながら、公文書開示と個人情報開示で差が生じています。
以上のことから、公文書開示にかかるコピー代を現行の１枚３０円から１枚１０円に引き下げさせていただき、住民サービスの向上につなげようとするものです。
次のページです。２ページは新旧対照表です。
表がございまして、右側の9の列で、一番下の段を見ていただきますと、下線を引いている前後になりますが、写し１枚につき３０円を加えて得た額としているところ、左側の新では１枚につき１０円に改正しようとするものです。
この改正の施行日は、議案の最後の行に記載のとおり、令和６年１月１日から施行いたします。
以上、議案第７７号の説明とさせていただきます。４議案とも、よろしくお願い申し上げます。

日程第１６　議案第７８号　福崎町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例について

議　　　長　日程第１６、議案第７８号　福崎町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。
本案に対する詳細なる説明を求めます。
町参事兼住民生活課長　議案第７８号　福崎町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。
議案資料の１ページをご覧ください。
このたび、電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律の一部が改正され、マイナンバーカードの所有者は、マイナンバーカードの電子証明書をスマートフォンにも搭載することが可能となりました。このことにより、電子証明書を搭載したスマートフォンだけで、様々なサービスの利用や申込みができるようになります。
福崎町では、マイナンバーカードを利用して、コンビニ等で印鑑登録証明書などを交付するサービスを実施していますが、電子証明書を搭載したスマートフォンでも印鑑登録証明書の交付申請が行えるよう条例を改正するものです。
この改正は公布の日から施行します。
議案資料２ページに新旧対照表を示しておりますのでご参照ください。
以上で、議案第７８号の説明を終わります。ご審議賜りご賛同いただきますようよろしくお願いいたします。

日程第１７　議案第７９号　令和５年度福崎町一般会計補正予算（第５号）について

議　　　　　長　日程第１７、議案第７９号　令和５年度福崎町一般会計補正予算（第５号）についてを議題といたします。

本案に対する詳細なる説明を求めます。

企画財政課長　議案第７９号についてご説明申し上げます。

令和５年度一般会計補正予算（第５号）は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ６，３２０万円を追加し、補正後の予算総額を８９億４２０万円とするものであります。

主な補正内容は、人事院勧告及び人事異動等による人件費の増減、医療費助成費の増額などであります。

まず、全般に係る人件費の補正内容につきましては、４月１日以降の職員の人事異動による増減と、当初予算で積算していた幼児園等のフルタイム会計年度任用職員の採用減による減額、パートタイムの採用増による増額、こういったものを精算して計上しております。

特別職３名を除き、会計年度任用職員、再任用職員を含む６２６人の一般会計予算に係る人件費補正額は、一般会計職員で５９７万５０００円の減額、特別会計企業会計を含めた全体では４５２万６０００円の減額となります。一般会計職員の５９７万５，０００円減額の主な内訳ですが、一般職の給料が１，３７９万７，０００円の減、フルタイムの会計年度任用職員に係る給料が２，７９４万５，０００円の減、パートタイムの会計年度任用職員に係る報酬が３，００８万円の増。諸手当が７５０万円の増などとなっています。

議案資料１ページに、全会計の給与費明細をお付けしておりますので、ご参照ください。

第１表歳入歳出予算補正につきましては、事項別明細書にてご説明申し上げます。まず歳出からご説明いたします。なお、説明につきましては、冒頭でご説明しました職員等の人件費に係るものについては割愛させていただきますので、ご了承ください。

事項別明細書の１７、１８ページをお開き願います。

１目、議会費の３節、職員手当等の議会期末手当の４０万８，０００円の増額は、令和５年度人勧による０．１月分の増額となっています。

次のページをお開きください。

総務管理費の１目、一般管理費、２１節、補償補塡及び賠償金の損害賠償金６０万３，０００円の増額は、報告第８号で説明がありました田原幼児園園児のけがに対する和解に係る損害賠償金です。財源は、雑入の損害賠償保険金受入金を１０分の１０充当しております。

次のページをお開きください。

１２目、コミュニティセンター運営費の１０節、需用費、施設修繕料１０万円の増額は、サルビア会館の照明の修繕費となっています。

次は２５、２６ページをお開きください。

１目、戸籍住民基本台帳費の１２節、委託料、電算システム改修等業務委託料１９０万円の増額は、戸籍法の一部改正により、戸籍及び戸籍附票の氏名等に振り仮名を追加することによるコンビニ交付システムの改修費用となっています。

次は３１、３２ページをお開きください。

社会福祉費の２目、障害福祉費の障害者福祉システム改修業務委託料１３０万円の増額は、令和６年度障害福祉サービス等報酬改定に係るシステム改修費です。財源は国庫補助金の障害者総合支援事業費補助金を２分の１の６５万円充当して

おります。
４目、老人福祉費の１２節、委託料、老人福祉施設入所者措置委託料５４０万円の増額は、措置者４名の増加によるものです。財源は、老人福祉施設入所者等負担金を９５万８，０００円充当しております。同じく老人福祉費の１８節、負担金補助及び交付金、人生いきいき住宅助成費金１００万円の増額は、実績見込みによる増額となっています。財源は県補助金の人生いきいき住宅助成事業補助金を２分の１の５０万円充当しています。
同じく、老人福祉費の補助金、生活管理指導短期宿泊事業助成金７０万円の増額は、養護老人ホーム短期入所者の増加によるものです。同じく老人福祉費の２７節、繰出金、介護保険事業特別会計繰出金２５０万円の増額は、人件費及び地域支援事業費の増加によるものです。
５目、医療費助成の委託料３０万円及び扶助費２，４８１万円の増額は、主に乳幼児等医療費助成と子供医療助成費の増額で、新型コロナウイルスの５類移行によるものや、インフルエンザの早期流行などにより、当初予算から大幅に医療費助成等が増加したものによるものです。
６目、後期高齢者医療費の１８節、負担金補助及び交付金４４６万５，０００円の増額は、令和４年度療養給付費負担費及び兵庫県後期高齢者医療広域連合分賦金の過年度清算によるものです。
次は３５、３６ページをお開きください。
児童福祉費の１目、児童福祉総務費の１２節、委託料、電算システム構築委託料４５万円の増額及び子育て生活支援特別給付金２６５万円の増額は、子育て世帯生活支援特別給付金給付事業の実績見込みによるものです。財源は子育て世帯生活支援特別給付金給付事業費補助金及び事務費補助金を１０分の１０の３１０万円充当しております。
次は３９、４０ページをお開きください。
１目、災害救助費の３節、職員手当等２７万９，０００円の増額補正は、８月１４日から１５日にかけての台風７号対応に伴う職員の時間外手当及び管理職特別勤務手当の増額です。
次のページをお開きください。
保健衛生費の２目、予防費の増額の主なものは、新型コロナウイルスワクチン接種事業の補正です。
議案７９号資料２ページをお開きください。
この事業につきましては、当初予算では１２歳以上、１回接種の経費を計上しておりましたが、実績見込みでは、６５歳以上等の春夏接種及び生後６か月以上の秋冬接種を見込み、９４０万円の増額とし、補正後の予算総額を５，０８０万円としています。
主なところでは、会計年度任用職員報酬が１８３万４，０００円の増、新型コロナワクチン接種委託料が延べ１万人を見込み、４６０万円の増。新型コロナワクチン接種予約システム利用料が１０５万円の増。事業用備品購入費は、滅菌庫等の購入により１００万円の増。個別接種促進支援事業補助金が１８０万円の増となっています。これに見合う歳入、国庫負担金、国庫県補助金、その合計で９４０万円の増額としております。
次は、事項別明細書に戻っていただきまして、４３、４４ページをお開きください。
保健衛生費の４目、環境衛生費の１０節、需用費、機械器具修繕料２４万４，０００円の増額は、福崎駅前公衆便所の多目的トイレのベビーシートが、経年劣

化により損傷が激しいため取り替えるものです。
次のページをお開きください。
清掃費の２目、ごみ処理費の中盤北部行政事務組合負担金４９８万７，０００円の増額は、職員の異動による人件費の増加及び年度途中での事業の増加などによるものです。議案審議資料３ページには、各町の分担金一覧をおつけしております。
次のページをお開きください。
農業費の３目、農業振興費、１８節負担金補助及び交付金の農業生産コスト低減緊急対策事業補助金２１５万円の減額は、９月補正で予算化しました事業のうち、株式会社八千種営農から、事業実施の取りやめの申し出があったため、株式会社八千種営農分の補助金を減額するものです。補助金と同額の県補助金も減額しております。
４７、４８ページの最下段から４９、５０ページにかけての７目、国土調査費では、県の補助金内示減に併せ、７節報償費から１２節委託料までの計８０万円の減額としています。８０万円の４分の３に当たります歳入県補助金６０万円も併せて減額しております。
次は５１、５２ページをご覧ください。
林業費の１目、林業振興費の１２節、委託料、その他森林病害虫防除事業委託料１２０万円の増額補正は、令和５年度のナラ枯れ伐倒駆除の実施に当たり、高難度の大経木を伐倒処理することになり、事業費が増加したものです。
同じく、林業費の２目治山事業費の測量設計委託料４０万円の増額補正は、西大貫地区の治山事業の測量設計を行うに当たり、雑木等を伐採する必要があることが分かり、委託料を増額するものです。
財源は、小規模山地崩壊対策事業債を事業費の１００％の４０万円充当しております。
次のページをお開きください。
商工費の２目、商工業振興費の１０節、需用費、施設修繕料１７０万円の増額は、辻川山公園、天狗装置の故障による修繕料が７０万円、七種バイオトイレのかくはん用スクリューの破損、修繕が１００万円となっています。
次は５９、６０ページをお開きください。
消防費の１目、常備消防費の委託料３１０万円の増額は、中播消防署建替用地予定地の不動産鑑定委託料及び補償対象物件の調査業務委託料を計上しております。
次は６７、６８ページをお開きください。
社会福祉費の３目、図書館費の１４節、工事請負費、高圧受電設備改修工事費２００万円の増額は、入札前に設計を見直したところ、設備の価格高騰などにより、当初の２００万円では不足するため、２００万円増額し、補正後予算を４００万円とするものです。
次は７１、７２ページをお開きください。
６９、７０ページの最下段から続いております。１０目、文化財保護費の１８節、負担金補助及び交付金、町指定文化財保存補助金１２１万円の増額は、令和５年３月に、神積寺を町指定文化財に指定したところ、消防法令で指定文化財には、自動火災報知設備の設置が義務付けられており、神積寺に自動火災報知設備を設置するためその費用２４２万円に対し２分の１で１２１万円の補助を行うものです。次のページをお開きください。
保健体育費の３目、町民グラウンド管理費の１４節、工事請負費、施設改修工

事費５０万円の増額は、町民第３グラウンドの駐車場舗装工事の工事面積の増加及びバリカー１基の交換による増額補正となっています。

５目、体育館運営費の１０節、需用費、器具修繕料５１万３，０００円の増額は、町民第１体育館のトレーニング室のランニングマシン等の故障による修繕料を計上しています。

次のページをお開きください。

公債費の１目、元金、長期債元金８０万円の減額及び、２目、利子長期債利子２４０万円の増額は、町債借入先の利率の引上げにより、利子が増加し、それに伴い元金が減少したものです。

次に歳入ですが、歳出において説明させていただいたことは省略しご説明申し上げます。

事項別明細書１ページ、２ページにお戻りください。

地方交付税の９，７５１万６，０００円の増額は、令和５年度普通交付税の交付決定による増額補正となっています。普通交付税は当初予算１３億９，０００万円に対し、交付決定額は１４億８，７５１万６，０００円となりました。

次は１１、１２ページをご覧ください。

基金繰入金の１目、財政調整基金繰入金４３０万円の減額は、この１２月補正の歳入歳出差引きの余剰分を減額するものです。

次は１５、１６ページをお開きください。

総務債の臨時財政対策債４，２９２万円の減額は、臨時財政対策債の発行可能額の決定によるものです。

以上が、歳入歳出予算の補正に関する説明であります。

また、事項別明細書の一番後ろに給与費明細書をおつけしておりますので、ご参照ください。

次は、議案、表紙にお戻りください。

第２条、債務負担行為の補正につきましては、議案の４ページをお開きください。

先ほど議案第７１号から７３号で説明がありました、福崎町文珠荘指定管理事業、福崎町駅前観光交流センター及び福崎駅前交流広場指定管理事業、福崎町辻川観光交流センター指定管理事業について、それぞれの債務負担行為の期間と、指定管理料の総額の限度額をそれぞれ定めるものです。

第３条地方債の補正につきましては、議案５ページをお開きください。

歳出でご説明しました西大貫地区の治山事業、測量調査設計委託料に充当するため、小規模山地崩壊対策事業債を４０万円増額し、限度額を１８０万円としています。利率、償還の方法はそれぞれ記載しているとおりです。

以上、議案第７９号　令和５年度一般会計補正予算（第５号）の説明とさせていただきます。よろしくご審議賜り、ご賛同いただきますようお願い申し上げます。

日程第１８　議案第８０号　令和５年度福崎町国民健康保険事業特別会計補正予算（第２号）について

日程第１９　議案第８１号　令和５年度福崎町後期高齢者医療特別会計補正予算（第１号）について

議　　　　長　日程第１８、議案第８０号、令和５年度福崎町国民健康保険事業特別会計補正予算（第２号）について及び日程第１９、議案第８１号、令和５年度福崎町後期

高齢者医療特別会計補正予算（第１号）についての、両議案を一括議題といたします。

両議案に対する詳細なる説明を求めます。

ほけん年金課長　議案第８０号、令和５年度福崎町国民健康保険事業特別会計補正予算（第２号について、説明申し上げます。

今回の補正は、規定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ１，７０２万８，０００円を追加し、補正後の予算額をそれぞれ１８億５，３０２万８，０００円とするものです。

詳細につきましては、議案書の事項別明細書でご説明いたします。

歳出５ページ、６ページをお開き願います。

１目、一般管理費１９７万２，０００円の減額は、人事院勧告による給与等の増と人事異動に伴う補正によるものです。

７、８ページをお開き願います。

３目、保険給付費等交付金、償還金１，８５２万６,０００円の増額は、保険給付費の県への返還金です。

５目、特定健康診査等負担金、償還金２５万８，０００円の増額は、国、県への特定健康診査負担金の返還金です。

６目、その他償還金２１万６，０００円の増額は、令和３年度の新型コロナによる国保税減免に係る調整交付金などの超過交付の返還金です。

次に、前に戻って、歳入の１ページ、２ページをお開き願います。

一般会計繰入金１９７万２，０００円の減額は、歳出で説明いたしました職員人件費の減によるものです。

３ページ、４ページをお開き願います。

財政調整基金繰入金１，９００万円の増額は、歳出で説明しました国、県への過年度償還金に充当するものです。

９ページから１１ページには、給与費明細書を添付しております。また、議案資料に勘定表をお示ししておりますので、併せてご参照ください。

以上で、議案第８０号の説明を終わります。

続きまして、議案第８１号、令和５年度福崎町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第１号）について、説明申し上げます。

今回の補正は、既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ９０８万６，０００円を追加し、補正後の予算額をそれぞれ3億１，９０８万６，０００円とするものです。

詳細につきましては、事項別明細書でご説明いたします。

事項別明細書の歳出５ページ、６ページをお開き願います。

１目、一般管理費の２４８万６，０００円の増額は、人事院勧告による給与等の増と人事異動に伴う補正によるものです。

７、８ページをお開き願います。

１目、後期高齢者医療広域連合納付金６６０万円の増は、令和４年度の出納整理期間に徴収した保険料を広域連合に納付するものです。

次に、前に戻って、歳入の１、２ページをお開き願います。

一般会計繰入金２４８万６，０００円の増額は、歳出で説明しました、職員人件費の増によるものです。

３ページ、４ページをお開き願います。

繰越金６６０万円の増額は、令和４年度の出納整理期間に徴収した保険料を繰越ししたものです。９ページから１１ページには、給与費明細書を添付しており

ます。また、議案資料に勘定表をお示ししておりますので、併せてご参照ください。

以上で議案第８１号の説明を終わります。２議案ともご審議賜り、ご賛同いただきますようよろしくお願いいたします。

日程第２０　議案第８２号　令和５年度福崎町介護保険事業特別会計補正予算（第１号）について

議　　　　長　日程第２０、議案第８２号、令和５年度福崎町介護保険事業特別会計補正予算（第１号）についてを議題といたします。

本案に対する詳細なる説明を求めます。

福祉課長　議案第８２号、令和５年度福崎町介護保険事業特別会計補正予算（第１号）について、ご説明申し上げます。

今回の補正は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ３，３７０万円を追加し、補正後の予算額をそれぞれ１８億４，１２０万円とするものです。

詳細につきましては、事項別明細書でご説明をいたします。

事項別明細書の歳出１５、１６ページをお開き願います。

１目、一般管理費７８万円の増額は、人事院勧告による増額と職員の異動に係る人件費の補正、そして、第９期介護保険事業計画の策定に伴うニーズ調査等のアンケートを業者委託を行わず実施したことによる印刷製本費の増や、計画改定の委託料の確定による減などでございます。

次、１７、１８ページをお開き願います。

１目、認定調査費８１万円の増額は、認定調査の件数が増えたことによる、主治医意見書作成料の増額や、認定調査委託料の増額で、実績見込みによるものです。

１９、２０ページをお開き願います。

１目、介護予防生活支援サービス事業費６８６万円の増額は、訪問型サービス事業負担金の増額や、通所型サービス事業負担金の増額で実績見込みによるものです。

２目、介護予防ケアマネジメント事業費２０万円の減額は、会計年度任用職員の人件費の実績見込みによる減額です。

２３、２４ページをお開き願います。

３目、包括的継続的ケアマネジメント支援事業費１１万８，０００円の増額と、７目、認知症総合支援事業費１７万３，０００円の増額は、人事院勧告による給料職員手当の増額です。

２５、２６ページをお開き願います。

２目、償還金２，５０６万円の増額は、国庫支出金等過年度返還金２，５１１万円の増額と、支払基金交付金、過年度返還金５万円の減額で、いずれも令和４年度の実績確定によるものです。

次に、歳入のご説明を申し上げます。

歳入の１、２ページをご覧ください。

２目、地域支援事業交付金総合事業１３７万円の増額と、３目、地域支援事業交付金、総合事業以外の地域支援事業１３万円の増額、４目、介護予防日常生活支援総合事業調整交付金１９万円の増額は、歳出でご説明いたしました。訪問型サービス事業負担金の増額や、通所型サービス事業負担金などの地域支援事業費増加に伴う国庫補助金分です。

３ページ、４ページをご覧ください。
１目、介護給付費交付金７１万円の増額は、令和４年度給付費確定による支払基金交付基金分の返還分です。
２目、地域支援事業支援交付金２０５万円の増額は、歳出で説明いたしました地域支援事業の増額補正による支払基金交付金の負担分の増額分として１８３万円。令和４年度給付費確定による地域支援事業支援交付金の過年度返還分２２万円のそれぞれ増額です。
５ページ、６ページをご覧ください。
１目、地域支援事業交付金総合事業８５万円の増額と、２目地域支援事業交付金総合事業以外の地域支援事業６万円の増額は、こちらも歳出でご説明いたしました地域支援事業費増額による県支出金分の増額です。
９ページ、１０ページをご覧ください。
１目、一般会計繰入金２５０万円の増額は、職員の人事院勧告分の増額や、人事異動などによる人件費の補正によるもののほか、地域支援事業費増額による町負担分の繰入金の増額です。
１１、１２ページをご覧ください。
１目、介護保険財政調整基金繰入金２，４３０万円の増額は、国県に返還する償還金に充てるものです。
１３、１４ページをご覧ください。
１目、第三者納付金１４８万円の増額は、第三者行為による被保険者に係る求償事務確定によるものです。
２７ページから２９ページには、給与費明細書を添付しておりますのでご参照ください。
また、議案第８２号資料に勘定表をお示ししておりますので併せてご覧ください。
以上で、議案第８２号の説明を終わります。ご審議賜りご賛同いただきますようよろしくお願いいたします。

日程第２１　議案第８３号　令和５年度福崎町水道事業会計補正予算（第２号）について
日程第２２　議案第８４号　令和５年度福崎町工業用水道事業会計補正予算（第１号）について
日程第２３　議案第８５号　令和５年度福崎町下水道事業会計補正予算（第１号）について

議　　　　長　日程第２１、議案第８３号、令和５年度福崎町水道事業会計補正予算（第２号）についてから、日程第２３、議案第８５号、令和５年度福崎町下水道事業会計補正予算（第１号）についてまでの３議案を一括議題といたします。
各議案に対する詳細なる説明を求めます。
上下水道課長　３企業会計の補正予算について、一括してご説明申し上げます。
まず、議案第８３号、令和５年度福崎町水道事業会計補正予算（第２号）について説明いたします。
議案の次のページをお開きください。
この補正予算は、職員の人事異動及び人事院勧告による人件費の補正をお願いするものでございます。
補正予算の第２条は、予算第３条に定めた収益的収入及び支出の支出を１５０万６，０００円追加し、４億４５０万６，０００円にしようとするものです。
また、第３条は、予算第８条に定めた職員給与費を１５０万６，０００円追加

して、３，６８３万８，０００円とします。
それでは補正内容についてご説明申し上げます。
補正予算に関する説明書、水補１ページに実施計画を添付しておりますが、説明につきましては、議案第８３号説明資料をご覧ください。
収益的収入及び支出の支出でございます。営業費用において、原水及び浄水費で１３９万９，０００円を減額。配水及び給水費で２６１万１，０００円を増額。総係費では２９万４，０００円を増額し、合わせて１５０万６，０００円を増額いたします。
内容については人事異動及び人事院勧告による給料、手当、賞与等引当金繰入額、法定福利費の人件費で、詳細は内訳欄のとおりでございます。
議案にお戻りください。
その他説明書としまして、水補２ページには、予定キャッシュフロー計算書を、３ページ、４ページには、給与費明細書を、５ページから７ページには、予定貸借対照表をお示ししております。
以上、議案第８３号の説明とさせていただきます。
続きまして議案第８４号、令和５年度、福崎町工業用水道事業会計補正予算（第１号）についてご説明申し上げます。
議案の次のページをお開きください。
この補正予算は、人事院勧告による人件費の補正をお願いするものでございます。補正予算の第２条は、予算第３条に定めた収益的収入及び支出の支出を２２万５，０００円追加し、４，８１２万５，０００円にしようとするものです。
また、第３条では、予算第７条に定めた職員給与費を２２万５，０００円追加して、８８３万円とします。
次のページからの補正予算に関する説明書の工水補1ページに実施計画を添付しておりますが、説明につきましては、議案第８４号説明資料をご覧ください。
収益的収入及び支出の支出です。
営業費用において、送水及び配水費を２２万５，０００円増額いたします。内容については、人事院勧告による給料、手当、賞与等引当金繰入額、法定福利費の人件費で、詳細は内訳欄のとおりでございます。
議案にお戻りください。
その他説明書としまして、工水補２ページには、予定キャッシュフロー計算書、３ページ、４ページは給与費明細書、５ページから７ページには、予定貸借対照表をお示ししておりますので、併せてご参照ください。
以上、議案第８４号の説明とさせていただきます。
続きまして議案第８５号、令和５年度福崎町下水道事業会計補正予算（第１号）ついてご説明申し上げます。
議案の次のページをお開きください。
この補正予算は、職員の人事異動及び人事院勧告による人件費の補正並びに国庫補助金の追加配分と建設改良費の増に伴う企業債の変更などについて補正をお願いするものでございます。
補正予算の第２条では、予算第３条に定めた収益的収入及び支出の収入を２０３万円追加し、９億９，５３４万５，０００円に、支出を２５７万７，０００円減額し、１０億４，２０８万６，０００円にしようとするものでございます。
第３条は、予算第４条に定めた、資本的収入及び支出です。
予算第４条本文括弧書き中、不足する額を３億８，７４４万６，０００円に改め、その補塡額については、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額

を１，５５８万２０００円、過年度分損益勘定留保資金を４，７８２万６０００円、当年度分損益勘定留保資金を３億２，０６８万１，０００円及び繰越利益剰余金を３３５万７，０００円に改めるとともに、下の表、資本的収入を４，６３０万円追加し、５億８，５２０万円。

次のページ、資本的支出を４，８３７万９，０００円追加し、９億７，２６４万６，０００円といたします。

次に、第４条では、予算第６条に定めた企業債の限度額を２，０４０万円増額し、１億５，３２０万円に改めます。

また第５条では、予算第９条に定めた職員給与費を２２５万４，０００円減額し、６，２８０万円に。第６条では、利益剰余金の処分額を３３５万７，０００円に改めます。

それでは補正内容についてご説明申し上げます。

補正予算に関する説明書を下水補１ページ、２ページに実施計画を添付しておりますが、説明につきましては議案第８５号説明資料をご覧ください。

この資料は各目や節ごとの補正予定額とその右には公共、農集、個別のセグメントごとの内訳をお示ししております。

まず１ページ上段は、収益的収入及び支出の収入です。

営業外収益、消費税還付金は後に説明いたします資本的支出の建設改良費で、工事請負費が増額となったことなどによりまして、消費税の還付金が増えるため２０３万円を増額いたします。

下段は支出です。営業費用では、処理場費で２２万円を増額。総係費で２７９万７，０００円を減額し、差引き２５７万７，０００円を減額いたします。内容については、人事異動及び人事院勧告による給与、手当、賞与等引当金繰入額、法定福利費の人件費で詳細は右の内訳欄のとおりでございます。

次に２ページをお開きください。

資本的収入及び支出の収入です。

企業債は、事業量の増による下水道事業債の借入れで２，０４０万円を増額。国庫補助金は、追加配分による１，９００万円の増額。工事負担金は、新規ますの新設工事が増えたため６９０万円を増額し、合わせて４，６３０万円を増額いたします。

次に３ページをお開きください。

資本的収入及び支出の支出です。

建設改良費において管路整備費で７０６万２，０００円を増額。雨水の管路整備費では、４，１３１万７，０００円を増額し、合わせて４，８３７万９，０００円を増額いたします。

内容については、人件費の補正と新規ます新設工事や雨水幹線の工事請負費が増額となったことによるものでございます。

議案にお戻りください。

その他説明書としまして、下水補３ページには、予定キャッシュフロー計算書、４ページ、５ページには、給与費明細書を、６ページから８ページには予定貸借対照表をお示ししておりますのでご参照ください。

以上、議案第８５号の説明とさせていただきます。３議案ともよろしくご審議賜りご賛同いただきますようお願いを申し上げます。

日程第２４　議案第８６号　福崎町道路線の認定について

議　　　　長　日程第２４、議案第８６号、福崎町道路線の認定についてを議題といたします。
本案に対する詳細なる説明を求めます。

まちづくり課長　議案第８６号、福崎町道路線の認定についてご説明申し上げます。
当議案は、道路法第８条第２項の規定により、福崎町道路線を別紙のとおり認定することについて議会の議決を求めるものでございます。
議案別紙をご覧ください。
認定する路線が２路線となっております。最初に２，３７１号線です。
路線の位置等につきましては、議案第８６号説明資料１ページをご覧ください。
起点は、西田原字下野田１７６１番２地先から終点は、西田原字下野田１７４４番５地先までで、延長は１５３．９１メートル、幅員につきましては５．０メートルから１３．３６メートルでございます。
当該路線は町道３８０号線に接道する路線となっておりまして、専用住宅11区画の開発行為によりまして、道路の新設がなされた箇所でございます。
等級は福崎町道路の管理等に関する条例第４条の２により、開発許可を受けた住宅地で、１０区画以上の区域内道路に該当するため、２級町道として認定するものでございます。
なお、新設道路部につきましては、令和５年８月１日に町職員による完了検査、その後、兵庫県による工事完了公告が９月２９日に、公共用地につきましては、９月３０日付で、所有権が町への帰属なされております。
次に、４５３号線です。
路線の位置等につきましては、議案第８６号説明資料、こちらの２ページをご覧ください。
起点は西田原字前畑１６１７番１５地先から終点は、西田原字前畑１６１７番８号地先までで、延長は６８．２４メートル。幅員につきましては、５．０メートルから１３．５５メートルでございます。
当該路線は町道１３７号線に接道する路線で、専用住宅９区画の開発行為により、道路の新設がなされた箇所でございます。
等級は、福崎町道路の管理等に関する条例により、先ほどと違い、９区画であため、３級町道として認定することとなります。
なお、新設道路部につきましては、令和５年８月２５日に町職員による完了検査を実施しております。その後、兵庫県による工事完了公告が１０月６日に、公共地につきましては、１０月７日付で所有権移転、町への帰属がなされております。
以上、議案第８６号、福崎町道路線の認定についての提案説明とさせていただきます。よろしくご審議いただき、ご賛同賜りますようお願いいたします。

議　　　　長　以上で、本定例会１日目の日程は終わりました。
次の定例会２日目は１２月５日火曜日、午前９時３０分から再開いたします。
本日はこれにて散会いたします。お疲れさまでした。

散会　午前１１時４５分